

# Lords' finance in the early period of the Kaga Clan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Nakano, Setsuko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00002154">https://doi.org/10.24517/00002154</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 加賀藩初期、藩主財政について

### 「温故雜錄」の紹介

中野節子

#### はじめに

ここで史料紹介を行うのは、今枝民部直方が元禄六年（一七〇三）に編した「温故雜錄」中に掲載されている、正保三年（一六四六）から明暦四年（一六五八）迄の江戸を中心とした加賀藩藩主財務に關係した五九通の史料である。

編者の今枝直方は承応二年岡山藩臣の子として生まれ、寛文八年、その父（民部直恒）の代より加賀藩江戸詰の重臣であった今枝民部近義の養子となった。享保三年は享保一三年で七六才であった。直方は考証に長じ、藩政に關連した著述、編書が多く、「温故雜錄」はその一つである。

直方の前書によれば、「温故雜錄」は先祖奉職中の事蹟や關連事項を収録し、子孫の参考に供する目的で

加賀藩初期、藩主財政について

編したものである。内容は、①土岐与左衛門事 ②微妙公寛永廿年御参勤道中賞賜ノ扣 ③金銀御印帳ノ写二件 ④御借金諸書通ノ扣 ⑤京都奉行人等ト御用申通ノ扣 ⑥女辻書指出ノ扣 ⑦御家中高早遺物の七つであり、ここに紹介したのは③と④の分である。直方の注釈によれば、③の御印帳は他人より借用して筆写したもの、④は今枝家旧藏書の一冊を書写したものである。紹介史料はまとまりを欠く面もあるが、加賀藩初期の江戸における財政關係史料は殆んど知られておらず、これが一つの手懸りを与えるものと考えたので、ここに紹介と解説を試みた。

史料紹介に入る前に、当時の加賀藩主についてふれておこう。加賀藩では三代藩主利常が寛永一六年小松へ隠居したが、その際富山藩と大聖寺藩の支藩を設け

た。本領は嫡子光高がついだ一方、富山藩は次男利次、大聖寺藩は三男利治が各々初代藩主となった。この四代藩主光高は正保二年に急死し、その子犬千代（後の綱紀）が五代藩主となったが、犬千代はこの時まで二才であったため、祖父利常が後見役として実質上の藩政を掌っていた。利常が死去したのは万治二年であるから、ここで紹介する史料は、このような利常後見役時代のものである。

本稿では史料を内容によって、A領内より江戸送金 B京都より江戸送金 C江戸算用 D藩主借金 E領内出銀等 Fその他 に分け、まず一、で史料目録を掲げ、次に二、で重要と考えられる分の史料紹介を行った。目録及び紹介史料には必要に従って解説を加えた。その後、これら史料全体を整理し三、解説を試みたが、それは、I藩の財務機構、II藩庫における金銀の流れ、III利常・藩主の財務機構の関係 IV藩主借金 V聖長栄の調達金一件 に分けて行った。

なお、目録作成に当り、利常と犬千代の御印に關連して問題のあったことをここに述べておこう。

直方は書写に當って、御印の部分を単に「御印」と記したり、「犬千代御印」、「中納言（利常）御印」とか、形状を示す「駒ノ御印」等様々な書き方を行っており、その書き方の差異をどのように行ったものか不

詳である。目録では直方の書き方に従って題名を付け、形状で記載のある分はわかる限りで利常と犬千代を区分し、区別の未詳のものは御印状と記した。但し、直方が利常と犬千代の印の差を熟知していたか疑問が残る。例えば現在利常の印と考えられている「満」字印を犬千代印と判断している（目録C-5）。しかし一方、考証に巧みでしかも綱紀と同時代の書写なので、現在の判断で疑うのは危険であるため、これらの点に關しては保留しておくのが適當であらう。

#### 一、史料目録

史料題名、年月日、宛所を記し、必要に従って内容を解説した。後で史料紹介を行った分は、史料番号を○で囲ってある。なお、年月日下の番号は、「温故雑録」中の掲載順序を示すものである。

#### A領内より江戸送金

①江戸納戸奉行金銀請取切手 慶安元年二月三日 30

江戸納戸奉行の請取切手にはこれ以降の分にも年月日が記されていないが、關連史料、奉行名から確実に日付が決定できる。

#### ②利常金銀請取状

同 右 33

#### 金沢納戸奉行宛

①に關連

③金沢会所奉行送金ニ付達書 同 一二月一日 57

今枝民部宛

④ 江戸納戸奉行金銀請取切手 同 二年八月八日 32

⑤ 大千代金銀請取状 同 右 34

金沢納戸奉行宛 ④に關連

6 江戸納戸奉行金子請取切手 同 十一月二〇日 35

7 金子請取御印状 同 右 36

金沢納戸奉行宛 6に關連

8 金子請取御印状 同 十一月一六日 37

團七兵衛・高田夫左衛門宛

9 利常金子請取状 同 四年二月二二日 1

金沢納戸奉行宛

10 大千代銀子請取状 承応元年二月二六日 17

金沢納戸奉行宛

⑩ 金沢会所奉行銀子指下ニ付達書 同 二年三月四日 40

今枝・青山將監宛

⑪ 今枝民部等銀子請取書 同 三月一九日 47

金沢納戸奉行宛 ⑩の請取と考えられる

13 金沢会所奉行銀子指下ニ付達書 同 五月二五日 41

今枝・青山將監・青山織部宛

14 銀子請取御印状 同 七月一〇日 42

金沢会所奉行宛 なお、直方はこれが13の請取状でなく、閏六月二八日發送分の請取状かと記している。

⑮ 銀子請取御印状 同 十一月四日 44

田部佐五左衛門・笠間新右衛門宛 富山よりの送銀

16 今枝民部等家中出銀請取書 同 十一月五日 48

小塚藤右衛門・西尾隼人宛

17 朱封銀指下ニ付御印状 朱封銀一〇貫匁分 同 三年八月二九日 45

今枝・青山將監・青山織部宛

18 銀子請取御印状 明暦元年七月二四日 46

金沢納戸奉行宛

B 京都より江戸送金

① 大千代金子請取状 慶安四年十一月二日 53

京都奉行宛

2 江戸納戸奉行銀子請取切手 同 十一月九日 49

丁銀三貫一五〇匁分

③ 金子請取御印状 承応二年九月一三日 43

京都奉行宛

C 江戸算用

① 江戸納戸奉行、先奉行算用残高請取切手

正保四年一〇月一日 29

2 同 右 慶安元年三月 31

3 同 右 同 二年三月一六日 38

4 同 右 同 四年三月 50

⑤ 大千代江戸金銀入払算用状 同 五月晦日 51

江戸納戸奉行宛

⑥ 利常江戸金銀入払算用状 慶安五年三月二日 19

江戸納戸奉行宛

7 利常家中給銀遣し方達書 承応元年二月二日 21

江戸会所奉行宛

8 同右 同右 22

同右宛

D 借金

① 江戸納戸奉行利次借金返弁ニ付達書

金沢会所奉行宛 慶安二年二月三日 59

② 江戸会所奉行等借金請取ニ付達書

江戸納戸奉行宛 同三年九月六日 39

③ 今枝民部等金子借用状

本阿弥光温宛 関連符箋一通あり 承応元年一月二日 13

④ 今枝民部等金子借用状

糸屋十右衛門宛 関連符箋三通あり 同 一〇月一日 24

5 今枝民部等金子借用状

本阿弥光温宛 関連符箋一通あり 同二年二月一日 25

⑥ 今枝民部等金子借用状

糸屋十右衛門宛 関連符箋三通あり 明暦二年一月二日 26

⑦ 今枝民部等金子借用状

両替屋善六宛 同四年一月二日 27

E 領内出銀等

1 利常皆済褒美銀遣方達書 慶安四年一月二五日 12

卷勘兵衛・平田三郎右衛門宛

2 皆済ニ付貸米返済赦免達書 同 一二月二六日 3

宮城采女・奥村源左衛門宛 両者は寛永一四年に

は算用場奉行(「加賀藩史料」第二卷八三四頁)

3 利常作食蔵本米ニ付達書 承応元年一月二〇日 10

同 右宛

4 開作入用銀ニ付御印達書

金沢納戸奉行宛 同右 11

F その他

1 官井喜兵衛・嶋七左衛門金銀請取切手

正保三年四月一日 28

玉金子一六七匁二分、銀一步三五〇切、舟印子四

九四匁八分、同御判つぶし三匁、玉銀子一貫匁、

銀花降二枚、玉銀子六三匁七分、印分六匁四分の

請取

② 瀬川五郎兵衛等江戸納戸へ入金ニ付達書

江戸会所奉行宛 慶安元年五月四日 58

③ 聖長栄弟子頼音金銀相渡覚

江戸納戸奉行宛 以下5迄は関連文書 同 一一月八日 54

- ④ 江戸両替屋小判売買値段書上慶安元年一月八日 55  
江戸納戸奉行宛
- 5 江戸納戸奉行頼音より金銀訪取切手 同 右 56  
江戸会所奉行の奥書を付す
- ⑥ 大千代家中等へ金銀遣し方達書同四年二月二日 4  
野村四郎左衛門・嶋七左衛門宛
- 7 同 右 5
- 同右宛 今井他一七人へ小判二〇両、銀子四四枚  
及び二貫匁遣すべき旨
- 8 同 右 6
- 同右宛 本間伊右衛門他二人へ銀子四二枚遣す  
べき旨
- 9 同 右 7  
同二月二三日
- 同右宛 服部勘右衛門他二人へ小判七両、巻歩  
金二〇切 銀子一枚遣すべき旨
- 10 同 右 8  
同二月二四日
- 同右宛 後藤木工左衛門他一人へ小判五両 銀子  
五〇枚遣すべき旨
- 11 同 右 9  
同二月二七日
- 同右宛 大工理兵衛他三人へ巻歩金七切遣すべき旨
- ⑫ 利常上方支出ニ付達書 承応元年一月二日 12  
高田弥右衛門宛
- ⑬ 同 右 13  
同 二月五日

加賀藩初期、藩主財政について

- ⑭ 高田弥右衛門宛  
利常上方支出ニ付達書 同 二月二六日 14  
同 右宛

- 15 利常家中家引料ニ付達書 同 右 16  
坂野七左衛門・原九郎兵衛宛 嶋田清左衛門分と  
して銀一貫匁遣すべき旨

- 16 大千代家中へ金遣し方達書 同 右 15  
嶋七左衛門・野村四郎左衛門宛 江守半兵衛へ判  
金一枚遣すべき旨

- ⑰ 野村四郎左衛門等金銀入払算用状 同三月二日 18

- ⑱ 大津着米の内支払ニ付御印達書 同 六月一三日 20  
比良左内、堀弥右衛門宛

- ⑲ 宮井喜兵衛等金銀入払算用状 22

二、史料紹介

史料の前に記した記号と番号は史料目録からのものである。なお、必要に従い史料末に解説を加えてあり、また史料中（ ）内は筆者によるものである。

A — I

- 子二月三日
- 一、六拾枚者 大判金

同日  
一、千両者 小判金

同日  
一、貳百切者 壹歩金

同日  
一、百貫目者 朱封銀

右之金銀金沢会所より二月三日ニ来ル也

右之金銀請取申候

板津 兵介 判  
窪田与左衛門 判

A | 2

覚

大千代様御印  
一、六拾枚者 大判金

同  
一、千両者 小判金

同  
一、貳百切者 壹歩金

同  
一、百貫目者 朱封銀

右之金銀金沢会所より到来於江戸納戸江請取者也

正保五年二月三日 中納言様 御印

此 御印之物道中才領人小塚長兵衛  
殿尾市之佑ニ相渡ス

坂倉 助太夫  
稲垣三郎左衛門  
鈴木 又兵衛

A | 3

覚

一、四拾七枚 大判金  
一、千両 小判金

右之金子坂倉助太夫鈴木又兵衛稲垣三郎左衛門手前より  
請取此度小塚藤右衛門言伝上之申候、就其当地会所加  
御印候条御納戸衆加藤数馬齊主馬請取切手ニ其御  
地御会所之御印并貴様被加與書御判形候て可波指越候、  
以上

慶安元年十二月朔日 御印全所

今枝民部殿

中村安右衛門  
木梨九右衛門  
佐分喜左衛門  
照田 九兵衛

小松相結  
本保 (百方註)  
此下不見

右大判金四拾七枚小判金千両金沢会所御印を以送目錄  
之通江戸御納戸へ相渡所也、弘方追而可遂御勘定者也

慶安元年十二月十四日 今枝 民部

齊藤 主馬殿

加藤 数馬殿

御印会所 有沢 孫作

右大判金四拾七枚小判金千両於江戸為御遣御用金沢会  
所之御印を以送目錄之通無相違小塚藤右衛門被致持參  
御納戸へ齊藤主馬加藤数馬請取候所也

右之切手小塚藤右衛門ニ相渡 十二月廿二日 今枝 民部

A-4

此ノ八月八日 大千代様うさぎノ御印  
一、五拾枚者 大判金

同日  
一、三千両者 同断 小判金

同日  
一、拾貳貫目者 同断 丁銀

右之金銀金沢会所ノ丑ノ八月八日来也

右之金銀請取申候

服部五右衛門

加賀藩初期、藩主財政について

中村市郎右衛門

A-5

覚

御印  
一、五拾枚者 大判金

同  
一、三千両者 小判金

同  
一、拾貳貫目者 丁銀

右之金銀從金沢会所到来於江戸納戸江請取者也

慶安貳年八月八日 御印 大千代様

坂倉 助太夫  
稲垣三郎左衛門  
鈴木二郎左衛門

此御印被物失申宜左衛門加州へ  
從掃ニテ渡被遣

A-11

覚

一、三百貫目者 朱封

右之銀子可指下旨被仰出付拾駄ニ認させ今般為御番代  
罷越御小性之内今村五郎兵衛平井次郎兵衛焔山助右衛



門三人ニ相渡上之申候、以上

承応式十一月四日 御印

田部佐五右衛門

承応式年三月四日 御印 金沢会所

横山 右近

笠間新右衛門

今枝 民部殿

服部九兵衛

笠間は寛永一九年小松侍限に記載される利常家臣で、田部はどの侍限にも記載がない。

青山 将監殿

黒坂吉佐衛門  
奥村 河内

A-12

覚

B-1

覚

江戸会所御印  
一、参百貫目

朱封銀

一、六千両者

小判

此代銀三百九拾七貫目

但彦両ニ付  
六十六匁二分替

右之銀子今村五郎兵衛平井次郎兵衛埴山助右衛門道中  
為才料持参仕ニ付金沢会所御印送目録之通於江戸請取  
御納戸加藤彦左衛門齊藤主馬へ相渡所如件

慶安四年十一月十二日

うさぎの御印

承応式年三月十九日 御印 江戸会所

今枝 民部

服部左源太

坂倉 助太夫殿

青山 織部

岡田助三郎

鈴木 又兵衛殿

青山 将監

高田弥右衛門

榎田 彦兵衛殿

青山 将監

成田弥五兵衛

藤懸源太郎

A-15

一、参百貫目

B-3

覚

右銀子富山ヨリ来於江戸請取者也

一、百五拾枚者

判金

一、壹万両者

小判

一、貳千切者 壹步

右金子自京都來於江戸請取者也

承応貳年九月十三日 御印

成瀬弥五兵衛

藤懸十郎兵衛

水原清左衛門

C 1 1

亥十月朔日

一、四拾五枚者 判金

同日 一、四千三百貳両者 小判金

同日 一、參千九百三拾六切者 壹步金

同日 一、百七拾三貫四拾目九分五厘 丁銀

同日 一、六拾三貫四拾目七分六厘 朱銀

右者戌四月朔日と亥九月晦日迄算用相極殘金銀高也  
右之金銀請取申候

板津 兵介

窪田与左衛門

C 1 5

慶安三年三月十五日ヨリ同四年三月十九日迄大判金貳百七拾六枚小判金壹万四千九百七拾五兩壹步金五千六百五拾八切丁銀五百五拾三貫貳百八拾四匁八分朱封銀貳百貫目花降銀八貫六百目於江戸金銀入払遂算用相濟者也

慶安四年五月晦日 満之御印

大千代様

C 1 6

慶安四年三月十九日と同五年三月十五日迄金銀入払之覺

一、百五拾壹枚 判金

一、七千九百四拾六兩 小判

一、四千九百五拾七切 壹步金

一、千貳百八拾五貫六拾六匁四分貳厘 丁銀

一、貳百五貫貳百拾五匁九分貳厘 朱封銀

一、三匁貳分五厘 金具つふし金

一、八貫六百目 花降銀

右入払相濟者也

慶安五年三月廿二日駒ノ御印

佐分 喜左衛門

野々村勘左衛門

D-1 (一部省略)

一、貳千五百兩

本金小判

此利金

四拾五兩

(但丑ノ正月二月兩月分迄ヶ月ニ  
千兩ニ付九兩宛ノ利相)

合貳千五百四拾五兩也

右金子本多安房守長九郎左衛門横山左衛門使者内本平之丞中田喜兵衛渡部伝左衛門致持參於江戶御納戸へ請取申候、淡路守様御借金就御返弁本阿弥一郎兵衛方へ右元利相渡手形請取置候、質物之御道具ニ腰犬千代様御納戸奉行中村七右衛門馬淵加右衛門進藤伊左衛門請取被申所也

慶安貳年二月十三日

齊藤 主馬

加藤 數馬

脇田 九兵衛殿

佐分喜左衛門殿

(直方註)

此次此中間ノ名共されてなし

(直方註)

前段紙されてなし定而

書出し何とそ可有反古ノ俚

御祝儀本多安房守殿長九郎左衛門殿横山左衛門尉殿被上之使者内本平之丞中田喜兵衛渡部伝左衛門三人へ相渡可上之旨津田玄蕃殿葛巻隼人殿へ就申来候右小判金御納戸奉行坂倉助太夫鈴木又兵衛稲垣三郎左衛門方へ

私共請取三人之使者ニ相渡上之申候、以上

慶安貳年正月廿八日御印会所

佐分喜左衛門

中村安右衛門

脇田 九兵衛

小松ニ相詰本梨九右衛門

本保 大蔵

(あと與書二点省略)

D-2

覚

一、小判金三千五百兩者

(但此金子之為正質物富田御之御腰物被遣)

一、小判金千五百兩者

(但此金子之為御質物御拝領之御腰物被遣之)

合五千兩者

小判金

右御道具ニ腰御質物被遣候、本阿弥光温口入を以今枝民部借状にて小判金御借用被成候条被請取追而可被遂御勘定所如件

慶安三年九月六日

青木権右衛門

窪田与左衛門殿

林 兵助

板津 兵助 殿

原田又右衛門

今枝 民部

D-3

借用申金子之事

合参千五百兩者

小判金也

右中納言犬千代為用所借用申所実正也、但本金千両ニ付而尅々月ニ八兩宛之加利足当極月切元利共急度返弁可申候、即為手懸富田卿之刀預々置申候、右之切於相延者刀留置被申候共少も申分無之候、仍後日之状如件

慶安五年正月二日

今枝 民部

青山 織部

青山 將監

本阿弥光温老

右小判金三千五百兩慶安三年九月六日之御借元也、三年分之利金ハ同年極月相濟四年分之利金ハ同五年四月相濟候、借状可調替旨光温断ニ付五年正月元日付ニ右之通十月朔日ニ調替遣之、御腰物預リ手形大石齊森口六右衛門ニ渡御土藏へ入置

(直方註)

此段之上ニ附紙一枚有如左

則一枚ノ之記〇をなす。

○此御借金参千五百兩承応式年正月も同十一月迄閏月共二十二月之利金三百三十六兩本金之内式千兩板津兵助桑島藤右衛門安達弥兵衛御納戸之金子を以御返弁、

加賀藩初期、藩主財政について

御質物富田御刀御請返御道具奉行池田権之丞栗田与左衛門ニ相渡、古借状をも取返判形やふり申候、残而本金千五百兩承応二年十二月朔日ノ御借元ニ成御質物太郎作正宗御刀、染国後御照指被遣光温方へ御使高田勘右衛門板津兵助栗田与左衛門三人被遣之候、已十一月廿一日

○元金三千五百兩利金辰正月も同極月迄十二ヶ月分三百三拾六兩加藤彦左衛門奇藤主馬預リ御納戸も相渡ル、則本阿弥光温方へ村兵助令持参利金手形兩人手前ニ請取置候、已正月も同極月迄此借状を以御借り延ニ被成、借状裏書文言

右表書御借金三千五百兩之利金三百三拾六兩辰正月も極日迄十二ヶ月分請取相濟候、此御借状を以本金三千五百兩已ノ正月も御借延被成爲此質物表書之御刀一腰預リ置申所也

承応元年十二月八日

本阿弥光温

D-4 (一部省略)

借用申金子之事

合千五百兩者

小判金也

右千五百兩者中納言犬千代為用所借用申所実正也、但本金千両ニ付而尅々月ニ七兩宛ノ加利足来已ノ極月切

元利共ニ急度返弁可申候、則為手驗拝領卿之刀預ケ置申候、右之切於相延者刀被留置候共其方之俵ニ可仕候、仍御日之状如件

承応元年十月朔日

今枝 民部

青山 織部

青山 将監

糸屋十右衛門殿

右小判金千五百兩本阿弥光甫口入を以光温口入五千兩之内利足月七ニ御かり替被成付て元金千五百兩辰正月同九月迄利金百八兩御納戸之金子相添御使高田勘右衛門持參光温へ相渡、御質物御拝領卿之御腰物光甫ニ渡、光甫十右衛門連判之預リ手形を取齊宮六右衛門ニ渡置、古借状ハ品川左門方迄書状添小松へ上ル

(直方註)

此段之上ニ附紙三通有

○此御借金明暦元年分利足於江戸本阿弥光甫へ相渡、本金千五百兩明暦二年正月も御借延ニ被成候、借状御調替被遣候付最前之借状相返候付此認許ニも墨引申候、新借状此帳之末ニ写置候也

(あと附紙二通省略)

D16 (一部省略)  
借用申金子之事

合千五百兩者

小判金也

右千五百兩者中納言加賀守為用所借用申所実正也、但本金千兩ニ付壹々月七兩宛之加利足当申之極月切元利共ニ急度返弁可申候、則為手驗拝領卿之刀預ケ置申候、右之切於相延者刀被留置候共其方之俵ニ可仕候、仍後日之状如件

明暦二年正月二日

今枝 民部

青山 織部

青山 将監

糸屋十右衛門殿

(直方註)

此借状之上ニ有附紙三枚

○此御借金千五百兩利金酉ノ正月も同十二月迄十二ヶ月分百式十六兩元利共ニ明暦三酉ノ極月ニ御返弁、借状取返判形破也

一、兩替屋善六方ニて千五百兩御借用ニ付御質物御拝領卿之刀十右衛門方も請取京都ニて直ニ善六方へ被遣

一、本金千五百兩者善六方も請取十右衛門方御返弁、利金ハ加賀様御納戸之小判を以返弁之由

○ (附紙二通目省略)

○ (附紙三通目省略)

一、百三拾六兩式歩ハ 小判金

右御父子様為御用糸屋十右衛門方にて御借用被成候、  
本金小判千五百兩当申ノ正月も同極月迄間共二十三ヶ  
月分為利足被遣候条二條御納戸之金子を以十右衛門方  
へ可被相渡所如件

明曆貳年極月十七日

今枝

(ナ、)

成田 殿  
藤懸 殿  
宮崎 殿

青山 殿  
青山 殿

中納言様加賀守様為御用糸屋十右衛門方も本金小判千  
五百兩月七之利足を以御借用被成置候処御質物御拝領  
卿被遣候者月五六ノ利足を以両替屋善六取替可申旨当  
正月宮崎弥左衛門殿も被申越候、此度之御状にも其心  
得有之ニ付即立 御耳候処一段可然候間同利足ニても  
善六方にてかり替可被申旨 御意ニ候  
一、善六方へ之借状二通調替遣候間何とそ月五ニ取替  
申様ニ可有御才覚候、自然五にて調不申候ハ、六にて

も御借替尤候、いつれニても利足極次第壹通ハ相渡一  
通ハ可被相返候

一、御拝領卿糸屋十右衛門手前ニ有之由ニ候、本阿弥  
二郎左衛門ニ見せ能々念を入改請取善六方へ被相渡如  
案文手形御取候て可被指越候、御拝領卿十右衛門預リ  
手形即相返申候

(後 略)

D17

借用申金子之事

合千五百兩者

右千五百兩者中納言加賀守為用所借用申所実正也、但  
本金千兩ニ付壹ヶ月五兩宛之加利足当戌之際月切元利  
共急度返并可申候、則為手驗拝領卿之刀預ヶ置申候、  
右之切於相延者刀被留置候共其方之俵ニ可仕候、仍後  
日之状如件

明曆四年正月二日

今枝 民部

兩替屋善六殿

青山 将監

右御腰物善六預リ手形一通三浦赤瓦目置ニ相渡御納戸  
ニ入置也

F12

相渡申金銀之事

合式千八拾八両

小判金

沓切者

沓歩金

外二

沓切五分八

半銀

右之金銀從 中納言様京都高田弥右衛門方へ可被遣廻  
加州と為替せ 犬千代様之金銀京都高田弥右衛門方へ  
可被遣候由ニ付於江戸相渡申所如件

慶安元年五月廿四日

瀬川五郎兵衛

今枝 民部殿

三浦三郎左衛門

有沢 孫作殿

加藤 数馬殿

齊藤 主馬殿

右御替せ小判金式千八拾八両一步金沓切半銀沓切五分  
と請取置追而弘方可被遂御勘定所也

今枝 民部

有沢 孫作

加藤 数馬殿

齊藤 主馬殿

F | 3

相渡申金銀之事

一、八拾両者

小判金

此代丁銀五貫式百八拾八匁但沓切ニ付六拾六匁也分かへ

一、八貫八百五拾式匁 丁銀

二口合 拾四貫百四拾目 丁銀

右金銀、丁銀拾四貫百四拾目之為代各へ相渡之江戸  
御納戸へ上ル也、此為替金沢於会所沓歩之歩引、朱銀  
拾四貫目可請取御約束申上所如件。

慶安元年十一月八日

聖長榮弟子頼音

加藤数馬殿

齊藤主馬殿

右小判金八拾両丁銀八貫八百五拾式匁、拾四貫百四  
拾目分として御納戸へ被請取置、弘方各道而可被遂御  
勘定候、此為替銀金沢於会所沓歩之歩引、朱銀拾四貫  
目、ひしり長栄方へ可被相渡旨今枝民部添状金沢会所  
へ遣候間、金銀請取手形長栄方へ可被相渡候、両替場  
書之通御算用当り相違無之所也、

有沢 孫作

林 市左衛門

松岡彦之丞

河合 弥助

取次今枝 民部印判

F | 4

覚

- 一、小判壹両ニ付丁銀六拾六匁壹分 売
- 一、同 壹両ニ付丁銀六拾六匁三分 買

右今日之相場如此ニ候

霜月八日

両替や三 次

同 用 蔵

同 次郎兵衛

御会所

F | 13

覚

- 一、判金 三枚

為明江書物代

藤井長兵衛

- 一、銀子壹貫拾五匁

御言之短冊七十九枚之代 同人

右之金銀遺候条相渡者也

慶安五年二月五日

カンキ御印

高田弥右衛門

F | 6

小判拾兩銀子百九拾枚溝口長十郎、中川八十郎、奥村逸角、中村逸角、赤尾助進、河野數馬、伊藤辰之助、横山行馬助、富田吉蔵、村上小七郎、中村新之丞、小堀半之丞、青木權十郎、中村權兵衛、稲垣七十郎、右拾五人ニ遣之候条相渡者也

慶安四年十二月廿二日

大千代様御印

野村四郎左衛門

弟 七左衛門

F | 14

覚

- 一、判金 七拾五兩

祐乘小刀柄之代

- 一、小判 貳兩

莖籠卷之代

- 一、同 三兩

丸ノ紋印金

右之金子中井道伴ニ遣候条相渡者也

慶安五年二月廿六日

駒ノ御印

高田弥右衛門

F | 12

判金拾枚小判六拾兩慶安四年中代々神楽并代神楽料として勢州春木太夫方へ遣候條相渡者也

慶安五年正月廿一日 朱駒御印

高田弥右衛門

F | 17

慶安四年三月十九日 同五年三月十五日迄金銀鳥目入私之覚

- 一、五拾八枚者

判金

- 一、六千貳百五拾五兩者

小判

加賀藩初期、藩主財政について



彦歩金

一、四百五切

一、五百九拾貳貫九百九拾六匁叁分 丁銀

一、四拾七貫八百四拾四文

新銭

一、六貫貳百六拾文

古銭

一、五拾三貫五百文

悪銭

右入払相済者也

慶安五年三月廿二日

野村四郎左衛門

嶋 七左衛門

F-18

土師与右衛門上下六人扶持江戸罷立翌日も京都逗留中大津着米之内を以相渡者也

慶安五年六月十三日 御印

比良 左内

堀 弥右衛門

F-19

右ノ格ニテ判金百參三枚、小判卷万千八百參九兩、卷歩貳千百九十八切、丁銀五百廿九貫貳百廿八匁八分、新銭貳百四十貫八十文之御印物満宮井喜兵衛熊谷四郎右衛門ニ被下ノ一通有、同前之事故略書之

右ノ格とは慶安四年五月晦日のC-5を指し、これも同年月

日のものかと思われる。

三、解説

I 藩の財務機構

全体の解説を加えるに当って、理解を早めるためにも、まず文書に関連する限りで、当時における藩の財務機構について、江戸、京都・大津、金沢の順で述べておきたい。

まず江戸の機構としては、a 今枝民部（直恒と近義）等の江戸留守居クラスの重職、b 会所、c 江戸納戸のあったことがわかる。表1には文書中に現われる、a・b・cの奉行名を記し、「寛永四年侍帳」、「寛永一一年小松侍帳」、「寛文元年侍帳」より、各々の身分と知行高を記入、更に文書中よりわかる在任期及び在任期間を記した。「寛永一一年小松侍帳」に記載ある奉行は、利常家中と判断される。

表より、aには人持身分の上級家臣、bは人持・馬廻身分で知行高五〇〇石前後の中堅家臣が当てられていたことが知られ、またcは小性身分等の低禄の下級家臣で、侍帳に現われない者も含まれ、臨時雇用的な傾向さえみえる。

aの今枝民部は、総紀側近として終始江戸に在勤し

表1 江戸・上方・金沢奉行人表

加賀藩初期、藩主財政について

氏名	寛永4年	同19年小松	寛文元年	在任期及び在任期間	備考
江戸機構					
今枝 民部	人持 7000		人持 10000	慶安元年~明暦2年	
青山 雄部			人持 2350	承応元年~明暦2年	
青山 将監		人持 9700		承応元年~明暦4年	
有沢 儀作			馬廻 300	慶安元年	
青木 權右衛門	馬廻 500		馬廻 450	慶安3年	
村 兵助			人持 700	慶安3年 承応元年	
原田 又有衛門	馬廻 500		馬廻 500	慶安3年	
高田 勘右衛門			人持 800	承応元年	
板津 兵介			小性 300	正保4年~慶安元年 慶安3年~同4年	
探田 与左衛門	(女)	(女)		同上	
加藤 数馬	(女)	(女)		慶安元年~同2年 承応2年	■)
斎藤 主馬	(女)	(女)		同上	
福部 五右衛門	歩向衣袋			慶安2年	知行高記載なし
中村市郎右衛門	犬千代録袋 150		馬廻 300	同上	
佐分 喜左衛門	大小持 200				元和侍領で小性300石
野々村勘左衛門					
京都機構					
高田 伴右衛門	醫師 250	250	馬廻 350	慶安元年 同4年	
服部 左衛門	馬廻 500			慶安4年	
岡田 助三郎			小性 650	慶安4年	
成田 伴五右衛門		500	馬廻 500	慶安4年 承応2年	
藤 源太郎	小持 500			慶安4年 承応2年	
水原 清左衛門				承応2年	寛文9年 銀兩足額950石
大津機構					
比良 左内		(女)	真風 100	承応元年	正保2年 大津横目
堀 伴右衛門		(女)		承応元年	同上
小谷 伝左衛門			小性 200	承応元年	
金沢機構					
中村 安右衛門			馬廻 380	慶安元年	
木梨 九右衛門	馬廻 500		馬廻 500	慶安元年	
佐分 喜左衛門	大小持 200			慶安元年 同2年	
藤田 九兵衛	算用衆 430		馬廻 1200	慶安元年 同2年 承応2年	
横山 左近	馬廻 2000		馬廻 1500	承応2年	
黒坂 曾左衛門	御傍衆 700		馬廻 1500	承応2年	
奥村 河内	人持 13600		人持 13000	承応2年	
坂倉 助太夫			小性 300	慶安元年~明暦元年	
石垣三郎左衛門	馬廻 500			慶安元年~承応元年	
鈴木 又兵衛			馬廻 200	慶安元年~明暦元年	
櫻田 彦兵衛			馬廻 550	承応2年~明暦元年	
その他					
野村四郎左衛門			小性 130	慶安4年~承応元年	
嶋 七左衛門			馬廻 120	正保3年 同上	
宮井 喜兵衛	大小持 200		小性 500	正保3年(慶安3年~同4年と推定)	
島谷四郎右衛門		(女)		(同上)	

(注) 3つの侍領では記載がなく、他の侍領に記載がある者についてはそれを備考欄に記した。  
 ■) 加藤数馬はA-12の加藤彦左衛門と同一人物と考えられるが、そうすれば、寛文元年馬で200石の知行取である。

た重職者として知られているが、これらの文書でも、時期を通じて現われている。bの会所奉行は、慶安期には今枝と連署して納戸奉行に指令を行っているが、承応期には今枝、青山等から直接納戸奉行に指令する手続きがとられている。cの納戸奉行は二人が一組となり一年交替で役務を勤め、a・bの指令により直接金銀の出納に当った。

なお、江戸納戸奉行に関連していえば、野村四郎左衛門、嶋七左衛門、宮井喜兵衛、熊谷四郎右衛門（表1—その他参照）の請取切手、算用状は今のところその他（F）で分類を行った。それは彼等が領内か又は江戸に在任したのか、その点が不詳なためであるが、その請取切手、算用状に加賀藩領国貨幣の朱封銀が含まれていないところから、彼等は江戸に在任して金銀の支出に当ったように思われる。野村・嶋の兩人は家中給金の支出に携わり、佐分・野々村の江戸納戸奉行と同時期に在任しているので、前の推則が正しいとすると、江戸での支出は少くとも二つに分けて行われていたことになる。ただしこれは、野村等の位置付けが不明確なので断定しえない点である。

江戸での支出は、主に利常の意向を受けて行われたと考えられるが、今枝等の判断で支出が行われた場合もあったようだ（後述）。

次に京都の機構については、京都二条の奉行所のみが知られる。文書中にみえる京都の奉行人については、表1でその身分等を示した。彼等は馬廻りや小性身分で知行高は五〇〇石前後であり、中堅家臣と判断される。文書中からは、京都に彼等より上位の機構の存在は知りえず、また事実存在しなかったのではないかと思われる。その理由は、「京都御納戸之金子ハ御印不被遣候てハ渡申事不能成候」（D—4付箋部分）という事情があり、江戸は重臣の判断で支出が可能であったのに対し、京都ではそれができないという事情がわかるためである。京都奉行所では、利常等の命令で貨幣の出納を管理していたものであろう。

一方、大津にははつきりした藩の機構があったとはみえない。大津の役人として比良・堀等がみえるが、表1に示した如く低禄の下級家臣である。大津での利常分年貢米処理をめぐる正保二年の法令<sup>5)</sup>によれば、比良と堀は大津での廻米・売米における横目であったことが知られる。また同法令からは、大津の役人が京都奉行の監督下にあったことが知られ、大津では上・中級家臣が配属される特定の機構はなかったものと考えられる。この法令の一部をII金銀の流れに紹介したので、それを参照されたい。

次に金沢の機構について述べるが、これについては

江戸送金に係した機構のみが判明する。送金に係したものは、b会所とc金沢納戸であり、表1に各々奉行人の身分等を示した。bは、慶安期では馬廻等で五〇〇石前後の中堅家臣が当てられていたものが、承応期に入ると馬廻・人持身分の上級家臣に変わったようにみえる。cの納戸奉行は、小性・馬廻身分でbより低い者が当てられているが、稲垣が榎田に交替した以外は、慶安期から明暦期迄一貫して役務に在留しており、役職の安定性に関しては江戸納戸奉行と性格が全く異なるといえる。

なお、金沢における藩庫からの支出機構に関しては、納戸奉行はその一部にすぎず、算用場を中心としてその他の支出機構が存在したが、本文書中(E)からその一部が知られる。

以上、江戸、京都・大津、金沢の財務機構についてふれたが、特に加賀藩の江戸、京都・大津の組織については今迄の研究は進んでおらず、ここで解説した機構が全体の中でどう位置づけられるかは、明らかにしない。

## II 藩庫における金銀の流れ

加賀藩における金銀の流通については、領内では金銀収入、上方では年貢米換金による収入があるが、江

戸では支出のみで収入基盤がないため、金銀の流れの主流は、当然江戸へ向けられることになる。本稿での紹介文書でもその点は明らかである。ここでは、領内から江戸、京都から江戸への送金について解説した後、江戸における支出について述べてゆくが、その際、文書形式についてもふれておきたい。

領内より江戸への送金については、まず送金が行われた際の文書形式であるが、紹介史料では利常又は犬千代から金沢納戸奉行宛の請取書が多数を占めている。利常が在国し江戸に不在の時は、今枝他会所奉行が請取書を出すこともあった(A-3, A-11他)。請取書は金沢納戸奉行へ直接出される例が多いが、金沢会所奉行宛の例もみえる。

次に請取書に関する利常と犬千代の印の関係であるが、同一文書に両者の印が捺されることもあり(A-2)、犬千代御印文書の発行は、利常の参勤中のものしかその例がみえず、利常不在時に犬千代が請取を発給するという関係ではない。なお、犬千代は寛文元年領内へ初入部する迄、一貫して江戸に在留していた。

はじめに、御印についてふれたように、これらは未詳部分が多いので、言及は避けておきたい。

領内から江戸へは、利常(又は犬千代)の意向を金沢会所奉行もしくは直接納戸奉行が受けて、送金が行

表2 領内より江戸送金表

年月日	史料目録番号	大判	小判	丁銀	朱封銀	その他	銀換算合計額 (概算)
		枚	両	貫匁	貫匁		貫匁
慶安元 2-3	A-1	60	1000		100.0	一步金 200切	201
12-1	A-3	47	1000				89
同 2 8-8	A-4	50	3000	12.0			238
11-20	A-6		6650				44
12-16	A-8					今極判金50枚	27
同 4 12-22	A-9					金子 30枚	16
承応元 2-26	A-10				300.0		300
同 2 3-4	A-11				300.0		300
5-25	A-13				300.0		300
7-10	A-14				300.0		300
11-4	A-15					銀子 300貫匁	300
同 3 8-29	A-17					銀子 300貫匁	300
明暦元 7-24	A-19				300.0		300

加賀藩初期、藩主財政について

(註) 銀換算に当っては、F-3史料中の小判1両=銀66.1匁の換算に従い、また金1枚は8両として計算した。

われたようである。なお、富山よりの送金  
が一例知られる(A-15)。

表2に、これら送金の状況を示した。慶  
安年間では金による送付が多く、また金額  
は様々である。承応期では朱封銀(領国貨  
幣)による送付で、一回の送付額が三〇〇  
貫匁となっている。なお、加賀藩領内では  
銀座を中心に朱封銀と金の交換が行われて  
おり、江戸送付に当って領内で換金された  
ものと考えられる。また現金の運送が馬に  
より行われた様子がA-11等よりわかる。

次に京都から江戸への送金について述べ  
るが、紹介文書中でそれに該当するのはB  
-1・3の二通であり、請取は利常・犬千  
代より京都奉行に宛てて出されている。

江戸送金のもととなる財源は、大津又は  
大坂に廻送された年貢米の換金部分である  
が、現在迄の研究では、初期の大坂におけ  
る年貢米換金についての事情はわかってい  
ない。一方、大津で換金された年貢米代金  
がどのように管理されたかを知るため、別  
の史料を紹介しておこう。条文の一部を略  
したので、各条文の順序を上番号で示し

ておいた。

定

(1) 一、御登米請取刻、御横目比良左内・堀弥右衛門も罷出、吟味可仕事。

(5) 一、御米払銀取立候刻も、成田弥五兵衛方へ渡候刻も、左内・弥右衛門と帳に印判押、弥五兵衛方へ可相渡事。

(6) 一、払銀取立次第、早速弥五兵衛方江可相渡、五貫目に而も十貫目に而も、貫之外はした渡申間敷候。はした銀は、左内・弥右衛門相封付、追而たし可相渡事。

(7) 一、御米払候月々の帳、左内・弥右衛門印を押、毎日〳〵に成田弥五兵衛方江渡可申事。

(8) 一、淡路守様御登米は、此趣に裁許可仕候。代銀も同前之事。

(11) 一、大津御屋敷修理之事、大分之義に候は、言上可仕候。少分之義は、弥五兵衛令相談修理可仕事。

(12) 一、町役被下小払之事、左内・弥右衛門申談令吟味、成田弥五兵衛方より算用可仕事。

(14) 一、言上可仕事於有之は、早船のもの之内、路銀積遣可指越。但急之事に無之候は、弥五兵衛方より之便宜に可申越事。

(15) 一、自然急用之事に而、成田弥五兵衛申談候間茂

無之候は、左内・弥右衛門令相談、いかほど成共、早速銀子相渡し、其以後弥五兵衛方へ可申断事。

(16) 一、左内・弥右衛門毎月米改見可申候。廻しに而も見可申事。

(17) 一、万事左内・弥右衛門令申談、左様に無之におゐては越度たるべき事。

右之趣依仰如件。

正保二年二月十五日

前田内蔵允 判

岡部馬左衛門殿

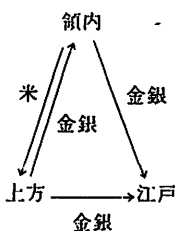
二宮八郎左衛門殿

前田内蔵允は利常家中の重臣で、岡部・二宮も共に利常家中であり、この法令は利常及び富山藩主利次（淡路守）の年貢米処理方法について定めたものであるが、加賀藩の年貢米換金についても十分参考となる。この史料より、大津で換金された年貢米代金は京都二条の奉行所へ運ばれ、支出は京都奉行が管理して、大津の役人は京都の出先機関として機能していた様子がみえよう。なおここに現われる成田弥五兵衛は利常家中であるが、紹介文書中では藩の京都奉行の一人でもある（表1参照）。

年貢米代金の収められた京都二条奉行所からの江戸への送金量は銀換算で、慶安四年十一月の約四〇〇貫匁（B-1）と、承応二年九月の約七八〇貫匁（B

13)であった。なお、大津で家臣扶持米が支出された例がみえる(F-18)。

以上、藩庫における金銀の流れを簡単に図示すると次の様になる。



この時期に領内から江戸へ金銀輸送が行われることは後年との違いであり、注目されてよからう。

さて次に江戸支出についてであるが、江戸納戸奉行より支出される一年の総計額は、慶安三年三月から翌三月(C-5)と、同四年三月から翌三月の分(C-6)がわかり、銀換算で概数を出すとそれぞれ一九八貫匁と二一七八貫匁となる。I藩の財務機構で述べたように、野村・嶋の両奉行は江戸で家中渡金に従事していたものと推測されるが、もしそうならば慶安四年より一年間の支出総額は両者(C-6とF-17)を合せて約三二七一貫匁となる。また慶安三年からの一年間の総額には、宮井・熊谷両奉行の分(F-19)が加わる可能性もある。

この支出総額の大きさをみるために参考に述べれば、

元和三年の江戸における秋田藩の支出総額は、本稿同様の銀換算で約七七二貫匁となり、また同藩の寛永六年一月より翌九月迄の江戸算用は約一〇三八貫匁であった。また加賀藩の後年延享四年(一七四七)の「江戸入用大概図り」によれば、一年間約六〇〇〇貫匁の入用で、このうち領主私費用とみられる分が九二五貫匁、役所費用・家中扶持銀等が四三五〇貫匁程である。

なお紹介史料から、江戸での支出残高は次の納戸奉行に引継がれたことがわかる(C-1他)。

### III 利常と藩主の財務機構の関連

ここでは、利常と藩主(犬千代)の財務機構の関係について、従来はふれられてこなかった点であるので、紹介文書からわかる限り、江戸におけるものと、京都におけるものとに分けて述べておきたい。

まず江戸においては、領内から江戸納戸への送金に当って、利常と犬千代の財源上の区分が行われていたことはない。富山藩主利次の借金返済に当って、「犬千代様納戸奉行」という言葉がみえるが(D-1)、これは利常と犬千代との区別を示すものではない。また藩主借金に関しては、借用文言に「中納言犬千代為用所」(D-3他)と記され、両者は同一に扱われている。

一方、借金の元利返済に当って「京都犬千代納戸」より返却したと記されている例もあるが（D—6）、これは藩としての借金を藩主の財源より支払うということにすぎない。紹介史料中よりは少くも、江戸納戸において、藩主後見役の利常と犬千代の区分が行われている点は見出せず、藩の財務機構として一本化されていたといえよう。

これに関連して述べれば、慶安三年三月江戸城西丸が造築され、諸大名より資財の献納が行われた。この際加賀藩よりは利常から鉄三〇〇貫匁が献ぜられたのみで、犬千代からの献納はなかった。これは利常が藩主を代位していたことを示すもので、この点からも加賀藩としての江戸支出には、両者の区分はなかったように考えられる。

次に京都・大津における場合を述べておこう。II藩庫における金銀の流れで紹介した正保二年の大津私米法令は、指摘したように利常分年貢米の私方法令であり、換金分は犬千代分とは区分されて京都二条へ収納されたといえる。また、F—2では、利常より京都高田弥右衛門（利常家中、表1参照）へ遺される金銀が、犬千代の金銀で立替えられたため、その分を江戸の藩庫へ返却した旨が記されており、この点からも京都では利常と犬千代両者の財務区分が行われていた

ことが知られる。この高田弥右衛門は、承応元年に利常の上方支出に携わっていることが知られる（F—12、14）。このように、京都・大津では利常と犬千代の財務機構が区分されていた。ただし、大津での利常分私米に当って横目となった比良・堀は藩の家中であるし、また、京都から江戸への送金文書には藩家中と利常家中である高田・成田弥五兵衛が連署しており、京都・大津で、両者の機構は協同関係にあった。

なお、利常隠居領よりのぼる財源が、全く利常の私的なものとなったか、または対外的に加賀藩を代表する公用的な費用に投ぜられたかの点については、紹介史料からは不詳である。

#### IV 藩主借金

加賀藩の初期の借金については従来知られておらず、また加賀藩以外でも初期の領主借金の紹介はそれ程多くないので、史料紹介にスペースをさいた。

これら借金の具体的状況は、一、史料紹介より判明するが、記述に多少入組みがあるので、ここに簡単にその状況を述べておきたい。

まず慶安二年、富山藩主利次の借金は小判二五〇〇両で、二ヶ月後には元利共返却されている（D—1）。慶安三年九月には、本阿弥光温の口入により加賀藩で



小判五〇〇〇両が借入れられた(D-2)。この借金は承応元年九月迄継続したが、同一〇月からは五〇〇〇両のうち三五〇〇両は引続いて光温より借入れ、一五〇〇両は本阿弥光甫の口入で糸屋十右衛門に借替えとなった。三五〇〇両分は承応二年、元金のうち二〇〇〇両を返弁し、明暦二年一月には全ての返済を終えている(D-3・5)。

一方、一五〇〇両を光温より借替えた糸屋十右衛門は、敦賀豪商打它家の分家でこの時京都に在住していた。一五〇〇両は明暦三年末に元金が返済されたが、その間の利息は京都二条で支払われる場合と、江戸納戸から糸屋の代理人に渡される場合があり、また、糸屋との連絡は京都二条の奉行人が行った。糸屋への明暦三年末の返却は、京都の両替屋善六からの借替えによるもので、この両替屋からの借金返済がいつ行われたかは不詳である(D-4・6・7)。

これら借金の借用証文での文言は殆んど一年で返済する旨の契約であるが、慶安二年の例を除いて数年間は借延となっている。ただし利息はほぼ年度毎に支払われており、また貸主の要求によって借用証文の書替えが行われた。

更にこれら一連の借金について気づく点は、借金利息の低下傾向である。まず慶安二年の借金では月に〇

・九%の利息、本阿弥光温口入分では月〇・八%、承応元年糸屋十右衛門に一五〇〇両を借替えた際は月〇・七%、明暦四年これを両替屋善六に借替えた際は月〇・五%の利息であった。糸屋から両替屋へ借替えた際の事情として、両替屋より月〇・五%か〇・六%の利息にするという申し出があったと記されており、借金の借替には利率の低さが動機となったことは十分推測される。一方、両替屋からの借替に当っては、糸屋と同利率でも両替屋に借替えよという藩主の意図が知られ、加賀藩と両替屋の特別な関係が背後にあったように考えられる(D-6)。

なお、借金証文は、大名借について従来知られているように、ここでも藩主が証文を出さず、今枝等の江戸重臣の署名で証文が作成されている。

#### V 聖長栄の調達金一件

領内商人長栄が江戸の藩庫で一時的に金銀立替えを行ったことがF-315で知られる。領内商人と藩主財政との関係を示すのは、紹介文書中これのみであるが、興味ある点を含むので、ここに改めてふれておきたい。

二、で史料紹介を行ったが、その具体的経移を簡単に述べておくと、慶安元年藩の江戸屋敷では、金沢商

人長栄の弟子で江戸在留の頼音より、小判と丁銀を調達させた。これを当時の江戸における金売相場に従って金額を丁銀高に換算し、更にこれを一歩引きの条件で朱封銀に換算、金沢において会所からその額を長栄へ返済することにしたものである。

この件に關し差當つて次の三点を指摘しておきたい。第一点は、当時の領内商人の中には、江戸藩庫の立替えを行ひうる者がいた点である。この一例のみではあるが、当時における領内商人の江戸に及ぶ活動の広がりを示すものである。第二点は、丁銀と朱封銀の換算に關する点である。寛文九年加賀藩の領内貨幣朱封銀が廃止され、丁銀一統遣いとなつた時、朱封銀は二%の歩入で丁銀に交換された。従つて長栄の場合には、約一%の差額分が長栄の得分になつたこととなる。第三点は、当時江戸において金銀の売買市場が成立していること、更に銀の金に対する安さが注目される。周知のことだが、当時、幕府の公定兩替基準では小判兩 $\parallel$ 銀六〇匁であつた。慶安四年の史料からも（B-1）金一兩が六六・二匁替となつており、同様な銀安の事情が認められる。表2において慶安期に、領内より江戸へ主に金による送金が行われたことをみたが、それが藩主にとって好ましい状態であつたらしいことが、このような江戸の銀安状況から推測される。

### おわり

以上、「温故雜錄」掲載の史料紹介を行い、解説を加えたが、解説は私自身の気づいた点に限られたことを認めざるをえない。ただし、はじめにでも述べたように、加賀藩初期の財政構造にはまだまだ不明な点が多いので、その手懸りの意義があると考えて紹介と解説を行ったものである。今後、初期の藩機構や財政構造の研究が進んで、これらの紹介内容が全体構造の中で位置付けられるようになることを期待したい。

### 註

- ① 金沢市立図書館蔵
- ② 両者は慶安四年一二月に代替りしている。
- ③ 「加能郷土辭彙」には、会所とは藩候及び内延用の物品出納幕府への進献等を取扱う役所で、役銀、出銀、詰人の御扶持方等もこの役所で取扱ひ、会所の主吏は会所奉行と称され、また江戸にも会所があつたと記されている。
- ④ 「加賀藩初期の侍帳」（石川県図書館協会刊）
- ⑤ 「加賀藩史料」第三卷一一三頁
- ⑥ 利常の参勤期日については「加賀藩史料」第三卷によつた。
- ⑦ 紹介史料の年代に近いものとしては、寛永一八年に小判二〇

○両の両替(『国事雜抄』中編六〇四頁)、万治三年約一三九〇  
両の両替(金沢市中文書「金沢市立図書館蔵」)が行われて  
いる。なお、領国貨幣と幕府貨幣との両替の意義については、  
近く発表を予定している領国貨幣の論文で述べる。

⑧ 『加賀藩史料』第三卷一一四～五頁

⑨ 『寛永一九年小松侍帳』註④参照

⑩ 銀換算方法は表2(註)と同じ

⑪ この点に関し、東北諸藩の例から、確立期の藩経済に占める  
領内市場の重要性が指摘されている(渡辺信夫『幕藩制確立  
期の商品流通』第五章)。

⑫ 註⑩と同じ

⑬ 渡辺信夫 前掲書三二八～九頁

⑭ 土屋尚雄『封建社会崩壊過程の研究』九七～一〇一頁

⑮ 『徳川実紀』寛安三年三月五日の項

⑯ 富山藩主利次の年貢米が利常の機構下で換金された点は興味  
あるものである。なお、正保三年高辻帳の本田高によれば、

犬千代領分は加賀・能登・越中で約八〇万五千石、利常隠居領  
は加賀・越中で二万九千石、利次は越中・加賀で一萬三  
千石、利治は加賀・越中で七万石を領有していた。

⑰ 近世の早い時期における大名貨について、比較的まとまって  
紹介されているのは、寛文～延宝期のものであるが、中田易  
直『三井高利』(四〇～五〇頁)である。

⑱ 『敦賀市史』第五卷「八二四頁